

## 第9章 施設配置・動線計画

### 9.1. 施設配置・動線計画検討

本施設の施設配置・動線計画については、建設予定地における前提条件を踏まえるとともに、主要な施設、配置等の方針を明らかにしつつ、メーカーヒアリング・市場調査の結果も考慮するものとします。

なお、本計画では1つの案には決定せず、事業者選定段階において本組合における標準案の考えを参考図として提示し、事業者の詳細設計により決定するものとします。

#### 9.1.1. 施設配置・動線計画検討にあたっての前提条件

本施設の施設配置検討にあたっては、以下の前提条件を考慮する必要があります。

##### 【ごみ広域処理施設の施設配置・動線計画検討にあたっての前提条件】

- 場内への搬入搬出車両等の出入口は北側の和光市道とする
- 浸水対策の一つとして盛土を行うことが想定され、これにより建設予定地と前面道路で高低差が生じるため、計画地の出入りはスロープを設ける必要がある
- 盛土はコストや工期、周辺地域への影響を考慮して最小限の高さにするものとし、浸水高さより低くなるので、プラットホームは2階に配置してランプウェイを設置する必要がある
- ごみ搬入車両台数の増加やピークに備えて、施設入口から計量棟までの距離を十分に確保するか、滞留車両の待機スペースを確保する必要がある
- 建設予定地には、東京電力の特別高圧送電線(架空)が通っており、送電線からの離隔距離を確保した施設配置とする必要がある
- 法令に準じた緑地(敷地面積×25%)を確保するものとし、建設予定地内は極力緑化に努めるものとする
- 敷地へのアプローチとなる敷地内通路(歩道・緑道)やオープンスペース等を設け、地域に開かれた施設を目指す
- 埼玉県の条例に準じて、雨水排出抑制施設を設置するものとし、用地内外周に雨水側溝を設置し、集水された雨水は同施設に導水することを基本とする



図 9-1 建設予定地周辺状況

(左：特別高圧送電線、中央：建設予定地南側道路、右：建設予定地北側道路・水路)

### 9.1.2. 主要な施設と配置等の方針

本施設の敷地内には、搬入搬出道路、工場棟（エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）、マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設））、管理棟、計量棟（計量設備）、周回道路、車両の緩衝帯、駐車設備、オープンスペース、緑地等を設置することとします。

なお、設置する主要な施設とその配置等の方針は、表 9-1 に示すとおりです。

表 9-1 ごみ広域処理施設に設置する主要な施設と配置等の方針

設置する主要な施設	配置等の方針
工場棟(エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設は、経済性や設置面積、施設間の連携を考慮し、合棟を標準にする</li> <li>○ 設置面積は、メーカーヒアリング・市場調査で最大であった回答を参考とする</li> </ul>
管理棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理棟は、工場棟とは別棟を標準とし、環境学習・環境教育の観点から見学者通路を整備するため、管理棟と工場棟を渡り廊下で連結する</li> <li>○ 設置面積は、メーカーヒアリング・市場調査で最大であった回答を参考とする</li> </ul>
計量棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ計量棟は、管理棟とは別棟を標準とし、搬入用計量機 2 台、搬出用計量機 2 台の計 4 台の計量機を設ける</li> <li>○ 計量機を通過しない車両用に通過車両動線を設ける</li> </ul>
周回道路・車両の緩衝帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場外への渋滞の発生を抑制し、安全かつ円滑な車両誘導に配慮するため、工場棟配置と計量の考え方(受付、計量、支払)と合わせて、車両が敷地外に滞留しないように敷地内の車両動線を長めに確保する</li> </ul>
駐車設備 (自動車、自転車等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般来場者(20 台以上)、大型バス(3 台以上)、思いやり駐車場(2 台)、工場職員等(20 台以上)、自動二輪車及び自転車(30 台以上)を想定し、必要な車両台数以上を確保する</li> <li>○ 駐車場に電気自動車が充電するための車両用充電ステーション設置と充電用駐車スペースを確保する</li> </ul>
敷地内通路 (歩道・緑道) オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境関連団体等のイベント開催や、来訪者が気軽に立ち寄り、憩うことができるオープンスペースや、各施設へアクセスするための敷地内通路を確保する</li> <li>○ 来訪者を誘導するためのわかりやすい案内表示を各所に配置する</li> </ul>
緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令に準じた緑地(敷地面積×25%)を確保するものとし、建設予定地内は極力緑化に努めるものとする</li> <li>○ 樹種の選定については周辺の土地利用(農地等)に配慮する</li> </ul>

### 9.1.3. ごみ広域処理施設のゾーニングイメージ

本施設のゾーニングイメージは図 9-2 に示すとおりです。施設全体については、来場者が気軽に訪れることができるオープンな施設とし、オープンスペースを設ける方針としています。

ただし、全体の施設の警備の考え方や門・囲障等の設置も踏まえて、全体的な配置の中で検討していくものとします。

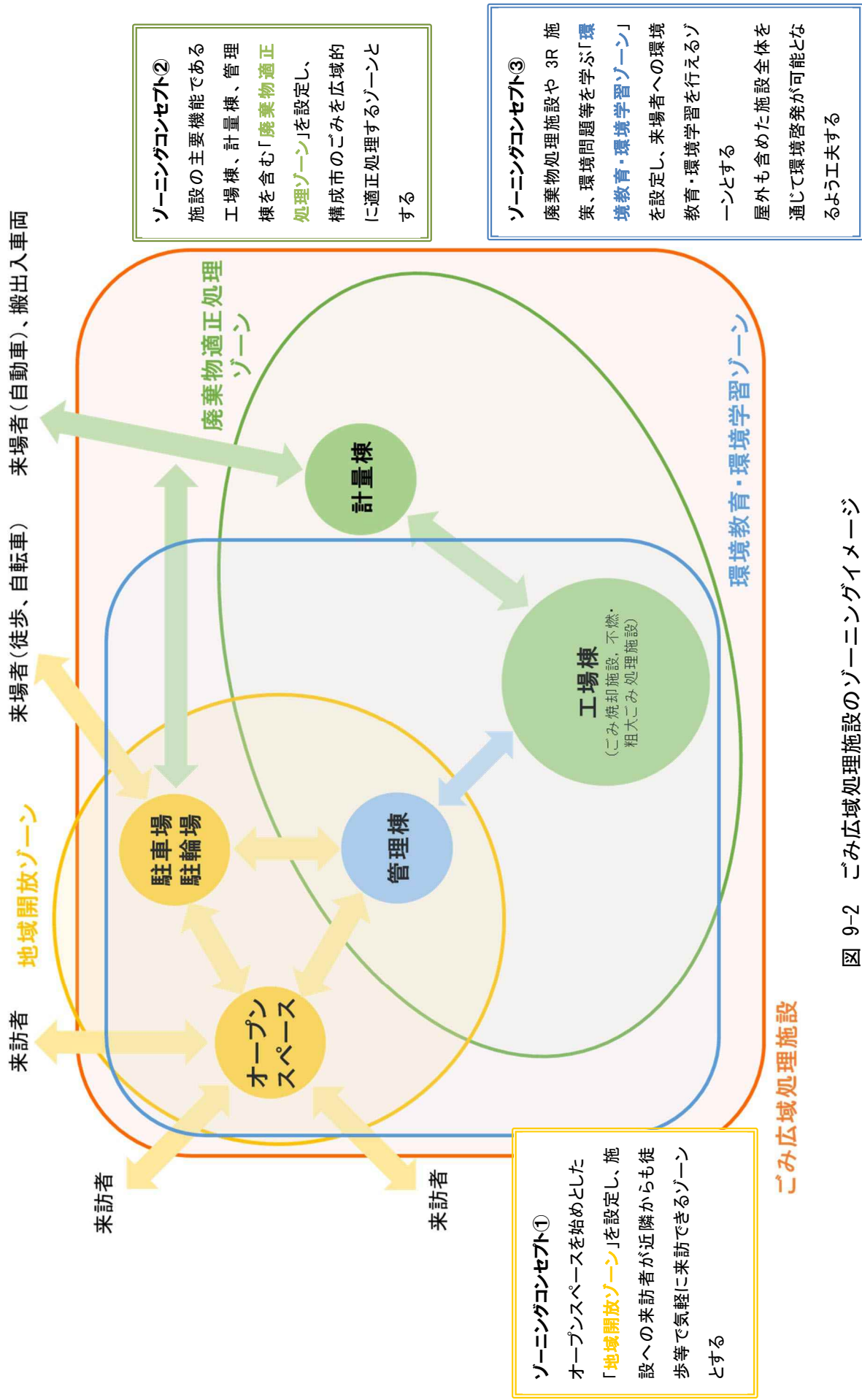


図 9-2 ごみ広域処理施設のゾーンングイメージ

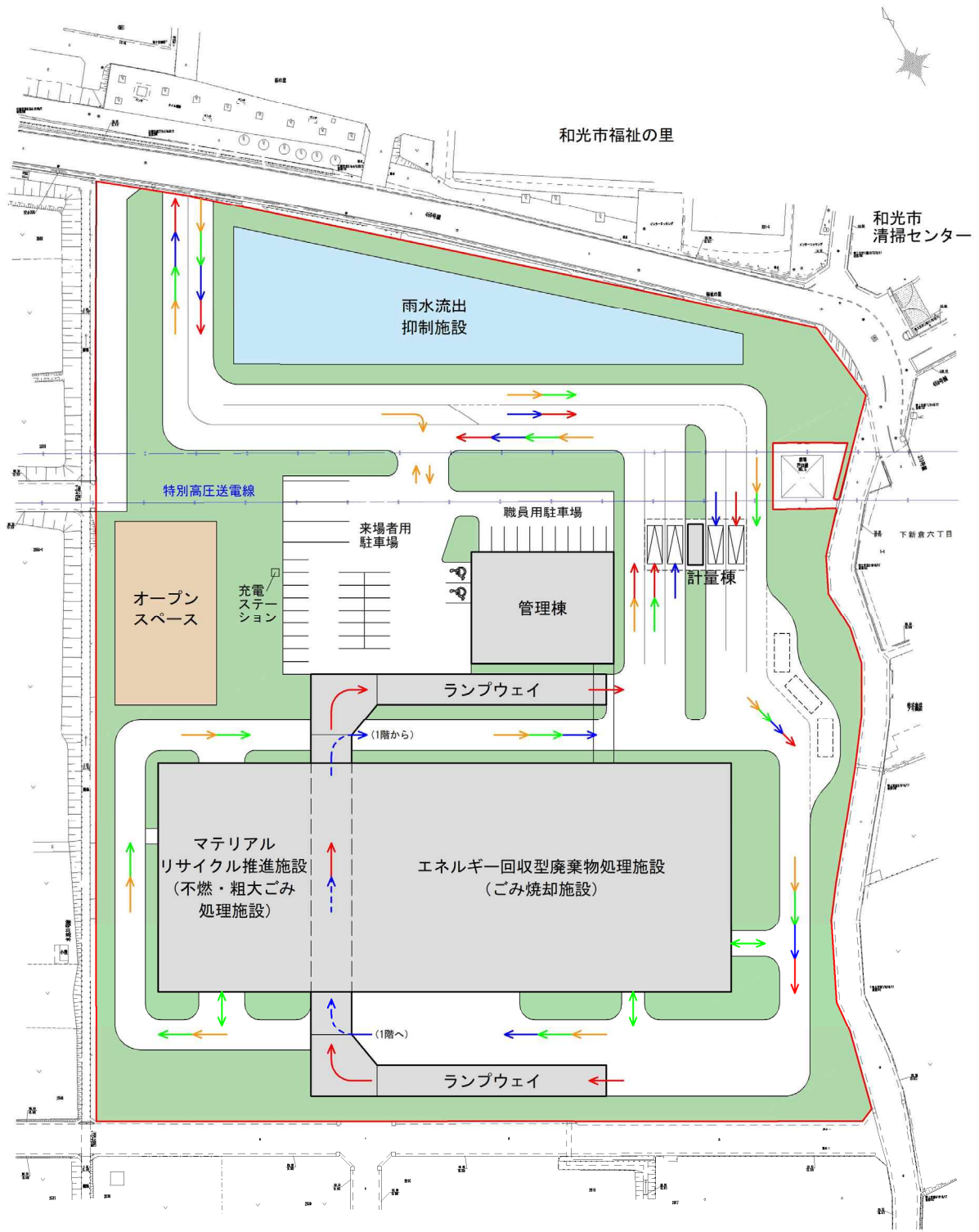
## 9.2. 施設配置・動線計画案

本施設の施設配置・動線計画（案）については、本施設の施設配置・動線計画検討にあたっての前提条件及び主要な施設と配置等の方針に基づき、表 9-2 に示す 2 案を標準案とします。

また、施設配置・動線計画図（案）を図 9-3 及び図 9-4 に示します。

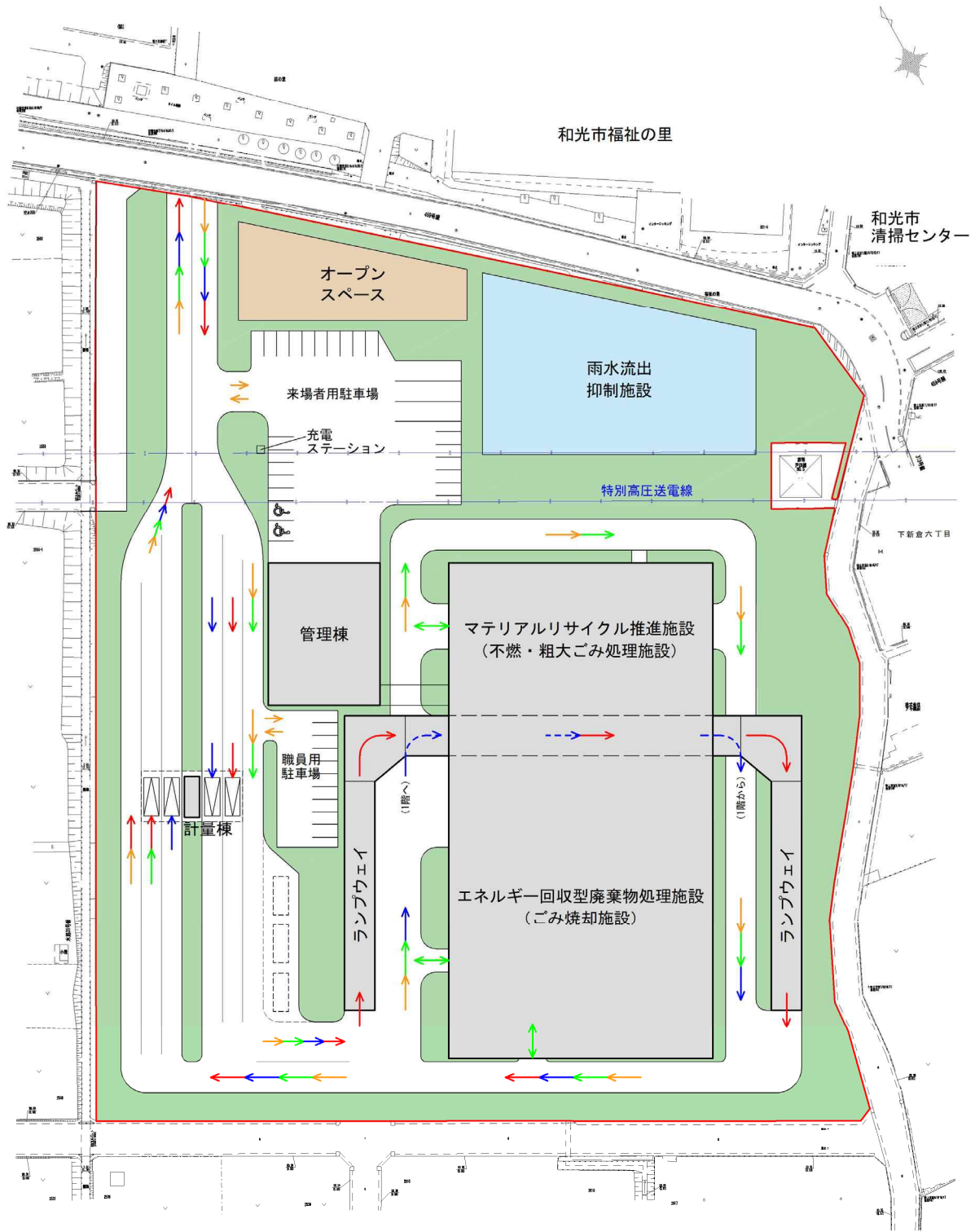
表 9-2 ごみ広域処理施設の施設配置・動線計画の案

施設配置・ 動線計画 (案)	施設配置の考え方	留意点・課題等
案1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工場棟は建設予定地南側へ寄せて、東西に配置する</li> <li>○ 車両動線は建設予定地北東部に集中させて、南部農地から目立たないように配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オープンスペースは西側の付替道路に面した配置となる</li> <li>○ 南側農地から見たときに案2よりも圧迫感がある可能性がある</li> </ul>
案2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工場棟は建設予定地東側へ寄せて、南北に配置する</li> <li>○ 車両動線は建設予定地南西部に集中させて、北側の介護保険施設等に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オープンスペースは北側に面した配置となる</li> <li>○ 構内道路が南西部に集中し、農地側からの開放的なイメージは付き難い</li> <li>○ 工場棟が架空送電線に近接する(工場棟南側の緑地が少なくなる)</li> </ul>



凡 例	
	搬入車両 (収集・許可)
	搬入車両 (自己搬入)
	搬出車両
	一般車両 (来場者、見学者、組合職員、工場職員)

図 9-3 施設配置・動線計画 (案1)



凡 例	
← (Red Arrow)	搬入車両 (収集・許可)
← (Blue Arrow)	搬入車両 (自己搬入)
→ (Green Arrow)	搬出車両
→ (Orange Arrow)	一般車両 (来場者、見学者、組合職員、工場職員)

図 9-4 施設配置・動線計画 (案2)